

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	副町長	片岡兼男君
総務課長	北村嘉彦君	企画調整課長	藤塚康孝君
税務課長	藤江和明君	健康福祉課長	小川裕司君
子育て推進課長	吉野敬子君	住民課長	多賀靖君
建設課長	小森俊宏君	産業課長	立川昭雄君
上下水道課長	太田宣男君	会計管理者兼 会計課長	中嶋努君
消防主任	廣瀬太佳夫君	教育長	和田満君
学校教育課長	藤塚正博君	生涯学習課長	川瀬桂一郎君

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	古藏敦	書記	陸田友彦
書記	広瀬有里		

4 議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について
- 日程第3 報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について
- 日程第4 議第37号 専決処分の承認について
- 日程第5 議第38号 専決処分の承認について
- 日程第6 議第39号 専決処分の承認について

- 日程第7 議第40号 令和元年度垂井町水道事業会計決算認定について
- 日程第8 議第41号 垂井町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について
- 議第42号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
- 議第43号 垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議第44号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第45号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第46号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第47号 垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正について
- 議第48号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 議第49号 町道路線の認定について
- 議第50号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第3号）

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（後藤省治君） おはようございます。

これより令和 2 年第 3 回垂井町議会定例会を開会し、本日の会議を開きます。

初めにお願いがございます。

感染症の予防に取り組むため、今定例会中、議会出席者のマスク着用を許可しております。御理解を賜りますようお願いいたします。

また、傍聴される皆様におかれましても、マスクの着用を含むせきエチケットなどの御協力をお願いいたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から12日までの10日間といたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定しました。

なお、会期中の会議予定は、お手元に通知いたしておりますので、御了承願います。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、6 番 江上聖司君、7 番 中村ひとみ君を指名いたします。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第 1 諸般の報告

○議長（後藤省治君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

開会中に、検査結果の報告が 2 件ありました。印刷してお手元に配付いたしておりますので、これをもって報告に代え、諸般の報告を終わります。

日程第 2 報告第 1 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について

○議長（後藤省治君） 日程第 2、報告第 1 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第 1 号 垂井町一般会計繰越明許費の報告について御説明を申し上げます。

議案書を御覧になっていただきたいと思いますと思いますが、総務費では防災行政無線（同報系）設備更新事業、また、農林水産業費では経営体育成基盤整備事業、土木費では旧梅谷町営住宅敷地

等境界確定事業、また、教育費では小学校及び中学校空調設備設置事業、以上5事業に係ります繰越明許費につきまして、繰越計算書をこの度調製いたしましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたしますのでございます。

細部にわたりましては、担当課長にそれぞれ補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 藤塚康孝君。

〔企画調整課長 藤塚康孝君登壇〕

○企画調整課長（藤塚康孝君） 皆さん、おはようございます。

ただいま上程されました報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告のうち、企画調整課が所管いたします款2総務費、項1総務管理費の防災行政無線（同報系）設備更新事業につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

この事業につきましては、令和元年度から令和4年度までの4か年をかけて実施するものでございます。

工事の概要といたしましては、親局設備につきましては、現在の操作卓を利用してデジタル化を図ります。また、子局設備につきましては、広い範囲に明瞭に音を伝えることができるスリム型スピーカーを利用して、子局の数を76か所から41か所に削減し、現在と同じような音達範囲を確保するものでございます。

昨年度におきまして、新庁舎の完成が遅れたのに伴いまして親局の移設が遅れたことから、12月定例会において、翌年度に繰り越す限度額を1億1,540万円として議決を頂いたところでございます。その財源内訳といたしまして、地方債が1億1,000万円、一般財源が540万円でございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御理解を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（後藤省治君） 産業課長 立川昭雄君。

〔産業課長 立川昭雄君登壇〕

○産業課長（立川昭雄君） 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費のうち、私のほうからは、産業課で所管しております款6農林水産業費、項1農業費、事業名、経営体育成基盤整備事業につきまして、繰越明許費繰越計算書に基づき、演壇にて補足説明をさせていただきます。

この事業は、現在栗原地区で実施しております圃場整備事業でございます。

当事業は、県営事業として岐阜県が事業主体となって進められており、地元土地改良区と町の負担が伴う事業でございます。

この県営事業が、令和元年度から令和2年度へ繰り越されたため、町負担分として350万円を繰り越すものでございます。

現在、令和3年度の完了を目指し整備が進められているところでございます。

以上、繰越明許費の報告に係ります産業課所管事業の補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（後藤省治君） 建設課長 小森俊宏君。

〔建設課長 小森俊宏君登壇〕

○建設課長（小森俊宏君） 報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてのうち、私からは、建設課で所管いたします款8土木費、項5住宅費の旧梅谷町営住宅敷地等境界確定事業（分筆）について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

この事業は、旧梅谷町営住宅敷地に係ります分筆登記を実施するものでございます。

本年3月議会におきまして、繰越明許費補正として議決を頂きました95万円について、同額を翌年度へ繰越しをさせていただきました。

なお、財源につきましては全て一般財源でございます。

以上、建設課所管に係ります繰越明許費の補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 藤塚正博君。

〔学校教育課長 藤塚正博君登壇〕

○学校教育課長（藤塚正博君） 私からは、報告第1号 垂井町一般会計繰越明許費の報告についてのうち、学校教育課において所管をいたします款10教育費に係るものにつきまして、繰越明許費繰越計算書に基づき、演壇にて説明をさせていただきます。

こちらは、国の令和元年度学校施設環境改善交付金を受けて、小・中学校の特別教室など94教室に空調設備を設置するものです。

学校別に3件の工事に分かれておりますが、このうちの1件につきましては本年2月21日付で契約締結を、また、予定価格が5,000万円以上の2件につきましては本年3月3日に工事請負契約の議決を頂き、本契約を締結し、いずれも6月30日を完成期限といたしております。

項2小学校費の小学校空調設備設置事業につきましては、繰越額1億434万3,000円、財源内訳といたしまして、国庫支出金3,512万4,000円、地方債5,100万円、一般財源1,821万9,000円でございます。

次に、項3中学校費の中学校空調設備設置事業につきましては、繰越額6,834万7,000円、国庫支出金2,251万円、地方債3,300万円、一般財源1,283万7,000円でございます。

以上、学校教育課所管に係ります繰越明許費の報告とさせていただきます。御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第3 報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について

○議長（後藤省治君） 日程第3、報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出についてを上程いたします。

朗読を省略し、報告についての説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出について御説明を申し上げます。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、垂井町土地開発公社の令和2年度の事業計画、予算及び資金計画並びに令和元年度の事業報告書及び決算報告書を提出いたすものでございます。

細部につきましては建設課長に補足説明をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤省治君） 建設課長 小森俊宏君。

〔建設課長 小森俊宏君登壇〕

○建設課長（小森俊宏君） 報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の提出につきまして、配付資料の順に、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、令和2年度垂井町土地開発公社事業計画、予算及び資金計画の1ページを御覧ください。

令和2年度の事業計画につきましては、1の土地の取得造成といたしまして、府中離山工業団地開発事業として、金額284万円を予定しております。

また、2の土地の処分といたしましては、事業用地の売却を見込み、金額として10億5,000万円を計上しております。

続きまして、2ページを御覧ください。

令和2年度予算でございます。

第2条で収益的収入及び支出の予定額を定めております。

初めに収入でございますが、第1款事業収益といたしまして10億5,000万円、土地造成事業に係ります売却収益を見込んでおります。

次に、第2款事業外収益は4,000円、受取利息、受取配当金を見込んでおりまして、収入合計といたしましては10億5,000万4,000円を見込んでおります。

続きまして、支出でございます。

第1款事業原価は、完成土地等の売却原価といたしまして10億5,000万円、第2款販売費及び一般管理費は人件費16万8,000円を計上し、支出合計といたしまして10億5,016万8,000円を計上しております。収益的収入支出の差引き額は、マイナスの16万4,000円でございます。

続きまして、第3条で資本的収入及び支出の予定額を定めております。

支出でございますが、第1款資本的支出といたしまして10億5,284万円。内訳といたしまし

て、第1項土地造成事業費で登記等の委託料105万円、支払い利息179万円を計上しております。また、第2項では金融機関からの借入れに対する償還金といたしまして10億5,000万円を計上しております。なお、資本的収入が資本的支出額に対して不足する額10億5,284万円は、損益勘定留保資金で補填するものでございます。

次に、第4条で、長期借入金の限度額を10億5,000万円と定め、第5条では予算の流用について定めるものでございます。

3ページに移っていただきまして、令和2年度資金計画でございます。

第2条で受入れ資金の予定額を定めております。土地造成事業収益などで受入れ資金合計10億6,611万5,000円を計上しております。

第3条で支払い資金の予定額といたしまして、長期借入金償還金などで支払い資金合計10億5,300万8,000円でございます。

令和2年度垂井町土地開発公社事業計画、予算及び資金計画は以上でございます。

続きまして、令和元年度垂井町土地開発公社事業報告書、決算報告書を御覧ください。

初めに1ページ、令和元年度事業報告でございます。

理事会の開催状況といたしましては、都合5回開催し、8議案の理事会議決を頂きました。

次に、土地の取得でございますが、府中離山工業団地開発事業用地といたしまして、面積1,190.46平方メートルの土地を取得いたしました。土地の処分では、米野地区土地改良事業といたしまして、面積792平方メートルを換地処分いたしました。

次に、借入金の概況でございます。

期末残高は10億5,000万円となっております。また、開発中土地の明細といたしましては、公社の棚卸資産として、土地の購入価格に工事費等に関連する附属費用を加算して計上しておりますが、8ページに明細を載せてございます。

期首残高9億7,310万8,317円に対しまして、当期増加高の用地費、工事費、測量試験費などの合計7,219万5,229円から当期減少高25万272円を差し引いた期末残高は10億4,505万3,274円となりました。

次に、2ページを御覧ください。

令和元年度決算報告でございます。

初めに、収益的収入及び支出の状況でございます。

収入につきましては、附帯事業収益、受取利息及び受取配当金で、決算額の合計25万3,100円でございます。

次に、支出につきましては、理事会の必要経費として、決算額14万2,800円となりました。

この結果、3ページの損益計算書を御覧いただきますと、事業損失14万2,800円から事業外収益2,828円を差し引いた13万9,972円を当期損失として計上したところでございます。

2ページに戻っていただきまして、資本的収入及び支出の状況でございます。

初めに、収入につきましては12億7,372万円で、土地造成事業に係る借入金でございます。

次に、支出につきましては、決算額15億8,911万4,217円で、内訳といたしまして、事業用地取得に係ります用地費が664万8,429円、土地造成等に係る工事費が4億6,982万940円、土地造成工事管理業務及び確定測量などの測量試験費が4,370万4,279円、諸経費といたしまして7万7,162円、支払い利息が133万7,807円、水道工事に係る負担金が758万5,600円、長期借入金償還金が10億5,994万円でございます。

次に4ページ、令和元年度貸借対照表を御覧ください。

初めに、資産の部でございます。

流動資産のうち、現金及び預金は1,611万1,610円で、5ページのキャッシュ・フロー計算書の最下段にございます期末残高でございます。

次に、開発中土地は10億4,505万3,274円で、先ほど1ページの事業報告書で御説明しましたとおり、これまでの土地取得に要した費用のほか、工事費、測量試験費など未払い金も含めて資産計上をしております。

流動資産合計といたしまして10億6,116万4,884円でございます。

また、固定資産といたしまして、出資金2万円、長期性預金500万円で、資産の部合計は10億6,618万4,884円でございます。

続きまして、負債の部でございます。

流動負債のうち、未払い金が715万7,869円で、短期借入金が10億5,000万円で、負債の部合計は10億5,715万7,869円でございます。

続きまして、資本の部でございます。

資本といたしまして、基本財産が500万円、準備金のうち前期繰越準備金が416万6,987円、当期損失で13万9,972円で、差引き準備金の合計は402万7,015円で、資本の部合計といたしましては902万7,015円でございます。

この結果、負債・資本の合計は10億6,618万4,884円となったところでございます。

次に5ページ、令和元年度キャッシュ・フロー計算書を御覧ください。

こちらは、1事業年度の資金収支の状況を一定の活動区分別に表示しております。

まず、Ⅰの事業活動では、その他事業収入で25万272円、土地造成事業支出でマイナス6億3,745万3,917円、人件費支出でマイナス14万2,800円、利息の受取額2,828円で、事業活動によるキャッシュ・フローの合計は、マイナス6億3,734万3,617円となりました。

また、Ⅲの財務活動では、借入金による収入で12億7,372万円、借入金の返済による支出でマイナス10億5,994万円で、財務活動によるキャッシュ・フローの合計2億1,378万円となりました。

各活動区分の合計といたしまして、Ⅳの現金及び現金同等物増加額がマイナス4億2,356万3,617円となり、Ⅴの期首残高との差引きで、期末残高は1,611万1,610円となりました。

なお、6ページに財産目録、7ページ以降に各付属明細表、最後に決算審査意見書を添付しておりますので、お目通し願います。

以上、報告第2号 垂井町土地開発公社の経営状況を説明する書類の補足説明とさせていただきます。御理解賜りますようよろしくお願いをいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これをもって報告を終わります。

日程第4 議第37号 専決処分の承認について

○議長（後藤省治君） 日程第4、議第37号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第37号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急対策事業に係ります予算について、補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度垂井町一般会計補正予算（第2号）を、去る令和2年5月22日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

それでは、専決第5号、令和2年度垂井町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ1億1,384万1,000円を追加し、予算総額を114億5,086万7,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、民生費では、児童福祉費におきまして、たるいっ子応援給付金給付事業に係ります役務費、委託料及び負担金、補助及び交付金につきまして増額措置を行いました。

衛生費では、保健衛生費におきまして、水道料金の基本料金減免事業に係ります負担金、補助及び交付金、並びに繰出金につきまして、それぞれ増額措置を行いました。

また、清掃費におきましては、町指定ごみ袋無償提供事業に係ります需用費及び役務費につきまして、それぞれ増額措置を行い、また、使用料及び手数料の一般廃棄物処理手数料の減額に伴います財源更正を行った次第でございます。

次に、労働費では、労働諸費におきまして、勤労者離職支援金、雇用調整助成金及び雇用調整助成金申請費用補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置を行いました。

次に、商工費では、飲食店テークアウト、持ち帰りでございますが、及びデリバリー、配送

配達関係でございますが、参入促進事業補助金及び新型コロナウイルス感染症に係ります店舗等賃料補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして、それぞれ増額措置を行ったところでございます。

なお、財源につきましては、使用料及び手数料、繰入金及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

細部につきましては総務課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） 私から、議第37号 専決処分の承認について、演壇にて補足説明をさせていただきます。

本件、専決第5号 専決処分書は、垂井町の新型コロナウイルス感染症対策に係ります、町としましての生活支援事業及び経済対策事業予算につきまして補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度垂井町一般会計補正予算（第2号）について、専決処分により措置いたしましたものでございます。

議案書、第1条をお願いいたします。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,384万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ114億5,086万7,000円といたしましたものでございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書の6ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款3民生費、項2児童福祉費、目11たるいっ子応援給付金給付事業費におきまして、新型コロナウイルス感染症の長期化により、経済的影響を受けている子育て世帯の家計を支援するため、18歳までの高校生世代の児童の属する世帯の世帯主に、対象児童1人当たり1万円を支給するたるいっ子応援給付金給付事業でございます。

基準日を令和2年4月27日とし、18歳までの高校生世代の児童の属する世帯2400世帯、対象児童数を4,300人と設定いたしました。

事務費といたしまして、案内文書、支払い通知文書の郵送料といたしまして役務費で40万4,000円を、システムの運用支援業務で委託料253万5,000円を、事業費といたしまして、給付金で負担金、補助及び交付金4,300万円の増額補正措置をいたしました。

続きまして、款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費におきまして、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、町民や町内事業者の経済負担を軽減するため、水道料金の基本料金を4か月分減免する事業でございます。一般会計から水道事業会計に対しまして、基本料金の減免分3,750万9,000円と、システム改修に係ります費用分59万4,000円を負担することとし、負担金、補助及び交付金で3,810万3,000円の増額補正措置をいたしました。同様に、一般会計から簡易水道特別会計に対しまして、基本料金の減免分544万4,000円とシステム改修に係ります費用分6万7,000円を繰り出すこととし、繰出金で551万1,000円の増額補正措置を

いたしました。

次に、項2清掃費におきまして、新型コロナウイルス感染症対策として、不要不急の外出の自粛などにより、自宅に滞在する時間が増え、家庭ごみが増加したとのことから、町指定のごみ袋10枚1組を全世帯に無償提供することとし、目2クリーンセンター費におきまして財源更正、歳入の使用料及び手数料の減額をいたし、目3塵芥処理費におきまして、引換券はがきの作成を需用費16万5,000円、引換券はがきの郵送料を1万600世帯分、役務費で61万5,000円の増額補正措置をいたしました。

続きまして、款5労働費、項1労働諸費、目1労働諸費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業主の都合により離職された方に対しまして、被扶養者に対する支給額につきまして、中学生までを5,000円から1万円に、高校生を8,000円から1万6,000円に拡充することとし、垂井町勤労者離職支援金として10万8,000円の増額、事業主が労働者を休業させた場合に、国の雇用調整助成金について、事業主負担の一部を町が負担して雇用の維持を図ることを目的に、垂井町雇用調整助成金として400万円の増額を、事業主が国の雇用調整助成金の申請を社会保険労務士に委託した際の手数料を助成することとし、垂井町雇用調整助成金申請費用補助金として230万円の増額補正とし、合計640万8,000円を負担金、補助及び交付金で増額補正措置をいたしました。

続きまして、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費におきまして、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている飲食店に対しまして、飲食物のテークアウト、デリバリー事業に新規参入する初期投資の経費を補助することとして210万円の増額を、感染症により事業活動に影響を受けている中小企業者等の支援のため、町内に店舗・事務所等を構える事業者に対しまして、土地または建物の賃料を補助することとし、1,500万円の増額とし、合計1,710万円を負担金、補助及び交付金で増額補正措置をいたしました。

続きまして、歳入に参ります。

5ページをお願いいたします。

ごみ袋の販売手数料の減につきまして、款13使用料及び手数料、項2手数料、目3衛生手数料におきまして、無償配布分の手数料の減額分といたしまして530万円の減額補正措置をいたしました。

次に、この新型コロナウイルス感染症対策の財源といたしまして、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金におきまして1億円の増額補正措置をいたしました。

次に、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきまして1,914万1,000円の増額補正措置をいたしました。こちらで収支の均衡を図ったものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第37号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第5 議第38号 専決処分の承認について

○議長（後藤省治君） 日程第5、議第38号 専決処分の承認についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第38号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症緊急対策事業に係ります予算について、補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）を、去る令和2年5月22日に専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めますのでございます。

それでは、専決第6号、令和2年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ6万7,000円を追加し、予算総額を6,656万7,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして、水道基本料金減免事業に係ります委託料につきまして増額措置を行いました。

財源につきましては、使用料及び手数料を減額いたし、繰入金については増額措置を行いました。

細部につきましては上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 上下水道課長 太田宣男君。

○上下水道課長（太田宣男君） それでは、議第38号 専決処分の承認について、補足説明をさ

せていただきます。

本件、専決第6号 専決処分書は、垂井町の新型コロナウイルス感染症対策事業に伴い、令和2年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について、専決処分により措置したものでございます。

まず、今回の補正は、垂井町簡易水道と垂井町水道事業とともに実施する新型コロナウイルス感染症対策事業に係ります水道料金の基本料金の減免事業によりまして、簡易水道及び上水道の利用者の見込み約1万400件の4か月分の基本料金を免除することに伴い、それぞれの会計において歳入歳出の補正をするものでございます。

では、令和2年度垂井町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

議案書の第1条でございます。歳入歳出それぞれ6万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,656万7,000円としたものでございます。

初めに、歳出から説明をさせていただきます。

歳入歳出補正予算事項別明細書6ページを御覧ください。

当事業を実施するに当たりまして、現在使用しております料金システムの改修が必要となりますので、水道基本料金減免対応システム改修業務委託料といたしまして、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費、節12委託料6万7,000円を増額措置をいたしました。

次に、歳入でございますが、5ページを御覧ください。

款2使用料及び手数料、項1使用料、目1水道使用料、節1水道使用料につきましては、簡易水道利用者の見込み約1,340件の4か月分の基本料金の減免額544万4,000円を減額いたしまして、先ほどの歳出の委託料と基本料金の減免額の合計額551万1,000円を款4繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、節1一般会計繰入金にて繰り入れる措置をしたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第38号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第6 議第39号 専決処分の承認について

- 議長（後藤省治君） 日程第6、議第39号 専決処分の承認についてを議題といたします。
朗読を省略し、提案者の説明を求めます。
町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

- 町長（早野博文君） 議第39号 専決処分の承認について、提案理由を御説明申し上げます。
新型コロナウイルス感染症緊急対策事業に係ります予算について、補正する必要が生じたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和2年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）を、去る令和2年5月22日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めらるるものでございます。

それでは、専決第7号、令和2年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）について、提案理由を御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、令和2年度垂井町水道事業会計予算第3条の収益的収入及び支出の総額に、収入支出それぞれ59万4,000円を追加し、収益的収入の予定額を4億4,010万9,000円、収益的支出の予定額を4億3,630万4,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、収益的支出の水道事業費用では、営業費用におきまして、水道料金の基本料金減免事業に係ります委託料につきまして増額措置を行いました。

収益的収入の水道事業収益では、営業収益におきまして、水道料金の基本料金減免事業に係ります給水収益につきまして減額措置を行ったところでございます。

また、営業外収益におきましては、水道料金の基本料金減免事業に係ります他会計負担金につきまして増額措置を行いました。

なお、細部につきましては上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

- 議長（後藤省治君） 上下水道課長 太田宣男君。

- 上下水道課長（太田宣男君） それでは、議第39号 専決処分の承認について補足説明をさせていただきます。

本件、専決第7号 専決処分書は、垂井町の新型コロナウイルス感染症対策事業に伴い、令和2年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）について、専決処分により措置したものでございます。

今回の補正は、先ほどの垂井町簡易水道特別会計の補正予算と同様に、新型コロナウイルス感染症対策事業に係ります水道料金の基本料金の減免事業によりまして4か月分の基本料金を

免除することに伴い、収益的収入及び支出の補正をお願いするものでございます。

では、令和2年度垂井町水道事業会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

それでは、議案書の第2条でございます。令和2年度垂井町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入の予算額4億3,951万5,000円に59万4,000円の増額をいたしまして4億4,010万9,000円といたします。

また、収益的支出の予定額4億3,571万円に59万4,000円の増額をいたしまして4億3,630万4,000円とするものでございます。

初めに、収益的支出から説明をさせていただきます。

補正予算実施計画明細書の2ページを御覧ください。

先ほどの垂井町簡易水道特別会計と同様に料金システムの改修が必要となりますので、水道基本料金減免対応システム改修業務委託料といたしまして款1水道事業費用、項1営業費用、目4総係費、節16委託料59万4,000円の増額措置をいたしました。

次に、収益的収入でございますが、1ページを御覧ください。

款1水道事業収益、項1営業収益、目1給水収益、節1水道料金につきましては、水道使用者の見込み約9,060件の4か月分の基本料金の減免額3,750万9,000円を減額いたしまして、収益的支出の委託料と基本料金の減免の合計3,810万3,000円を款1水道事業収益、項2営業外収益、目3他会計負担金、節1他会計負担金にて受け入れる措置をしたものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

議第39号 専決処分の承認については、これを承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は承認されました。

日程第7 議第40号 令和元年度垂井町水道事業会計決算認定について

○議長（後藤省治君） 日程第7、議第40号 令和元年度垂井町水道事業会計決算認定についてを議題といたします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第40号 令和元年度垂井町水道事業会計決算認定について、提案理由を御説明申し上げます。

地方公営企業法第30条第4項の規定により、令和元年度の垂井町水道事業会計決算を、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものでございます。

細部につきましては上下水道課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 上下水道課長 太田宣男君。

○上下水道課長（太田宣男君） それでは、議第40号 令和元年度垂井町水道事業会計決算認定につきまして補足説明をさせていただきます。

初めに、お手元の決算書14ページ、令和元年度垂井町水道事業報告書を御覧いただきたいと思っております。

令和元年度につきましても、引き続き安全で良質な水道水の安定供給を行うため、水道水源の保全とともに、水質の向上に努めてまいります。

事業経営では、新料金体系の2年目の年となり、給水収益は前年比約617万円の増となっておりますが、今後の人口減少等による給水収益の減少が見込まれる中、施設や管路の適切な維持管理、計画的な更新を考慮しながら事業運営を行っておるところでございます。

また、建設改良では、相川左岸地域施設改良事業におきまして、第1水源地場内整備工事を実施しておるところでございます。

今後も水需要の動向に注視しつつ、効率的かつ効果的な事業運営に努めてまいります。

それでは、給水の状況並びに収益的収支の状況について説明をさせていただきます。

令和元年度の給水状況でございますが、給水戸数は9,173戸で、前年度に比べ2戸の減となり、総有収水量は302万1,439立米で、前年度に比べ4万7,989立米の減となりました。

収益的収入につきましては4億343万7,640円で、前年度に比べ874万6,629円の増となっております。この主な原因は、料金改定に伴う大口需要者に係る経過措置が2年目となり、経過措置の超過料金の変更によるものでございます。

また、収益的支出につきましては、資産減耗費の減少により3億8,452万3,625円で、前年度に比べ7,756万7,633円の減となっております。

この結果、決算書の3ページ、令和元年度垂井町水道事業損益計算書を御覧ください。

下から4行目にございますように、当年度は1,891万4,015円の純利益を計上するに至っております。

また、当年度未処分利益剰余金は3億2,000万4,089円となり、7ページの剰余金処分計算書にございますように、翌年度繰越利益剰余金として計上しております。

再度14ページに戻っていただきまして、資本的収支の状況でございます。

資本的収入につきましては8,229万8,277円で、内訳といたしまして、加入金382万8,000円、工事負担金807万5,820円、他会計負担金7,039万4,457円となり、前年度に比べ2,457万734円の減となっております。

また、資本的支出につきましては2億3,973万6,687円で、内訳といたしまして、建設改良費1億6,135万4,900円、企業債償還金7,838万1,787円となり、前年度に比べ3,420万7,559円の減となっております。

当年度実施いたしました建設改良工事といたしましては、17ページから18ページに掲載してございますので、お目通しをお願いいたします。

なお、資本的収入と資本的支出の差引き額1億5,743万8,410円が不足となっておりますので、過年度分損益勘定留保資金で補填したものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第40号 令和元年度垂井町水道事業会計決算認定については、総務産業建設委員会に付託することにしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、本案は総務産業建設委員会に付託することに決定しました。お諮りいたします。

本案の審議に当たっては、総務産業建設委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委託することとしたいが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、総務産業建設委員会に地方自治法第98条第1項の権限を委託することに決定しました。

しばらく休憩いたします。再開は10時10分といたします。

午前9時59分 休憩

午前10時10分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

日程第8 議第41号 垂井町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定について

- 議第42号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正について
- 議第43号 垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 議第44号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第45号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第46号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 議第47号 垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正について
- 議第48号 垂井町介護保険条例の一部改正について
- 議第49号 町道路線の認定について
- 議第50号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第3号）

○議長（後藤省治君） 日程第8、議第41号 垂井町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定についてから議第50号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第3号）までを一括議題とします。

朗読を省略し、提案者の説明を求めます。

町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 議第41号 垂井町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定についてから議第50号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第3号）までを一括して提案理由を御説明申し上げます。

議第41号 垂井町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定につきましては、町内の中小企業及び小規模企業の成長発展を促すため、中小企業及び小規模企業の振興に関する町の基本方針、関係機関の役割等について定めるものでございます。

議第42号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきましては、地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第43号 垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律が一部改正されたことにより、所要の改正を行うものでございます。

議第44号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、所要の改

正を行うものでございます。

議第45号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

次に、議第46号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、所要の改正を行うものでございます。

議第47号 垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による小学校の夏季休業期間の短縮等に伴う保育料の特例を設けるため、所要の改正を行うものでございます。

議第48号 垂井町介護保険条例の一部改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた被保険者の経済的負担を軽減するため、国の基準に合わせた介護保険料の減免措置の基準を規定するため、所要の改正を行うものでございます。

議第49号 町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定により、町道1路線を認定するものでございます。

議第50号 令和2年度垂井町一般会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

今回の補正につきましては、歳入歳出にそれぞれ4億3,735万1,000円を追加し、予算総額を118億8,821万8,000円といたすものでございます。

補正いたしますものは、総務費では、総務管理費におきまして旧庁舎駐車場用地等について、また、民生費では児童福祉費におきまして垂井東こども園駐車場用地について、それぞれ土地開発基金からの買戻しに係ります公有財産購入費につきまして増額措置をいたしたところでございます。

衛生費では、保健衛生費におきまして、保健センターの空調修繕に係ります需用費につきまして増額措置を行いました。

また、清掃費におきましては、クリーンセンター2号炉燃焼段火格子取替修繕工事に係る工事請負費につきまして増額措置を行った次第でございます。

また、農林水産業費では、農業費におきまして、高性能農業機械導入補助金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置を行いました。

商工費では、工場等設置奨励金に係ります負担金、補助及び交付金につきまして増額措置を行ったところでございます。

また、消防費では、消防団員退職報償金に係ります報償費及びコミュニティ・防災センター空調設備取替工事に係る工事請負費につきまして増額措置を行った次第でございます。

教育費では、小学校費におきまして、小学校GIGAスクール校内LAN整備業務に係ります委託料及び小学校GIGAスクール用タブレット導入に係ります使用料及び賃借料並びに備品購入費につきまして、それぞれ増額措置を行ったところでございます。

次に、中学校費におきましては、中学校G I G Aスクール校内L A N整備業務に係ります委託料及び中学校G I G Aスクール用タブレット導入に係ります備品購入費につきまして増額措置を行ったところでございます。

また、保健体育費におきましては、給食物資の購入に係ります需用費及び学校給食費返還等事業に係ります補償、補填及び賠償金につきまして増額措置を行ったところでございます。

なお、財源につきましては国庫支出金、県支出金、繰入金、諸収入、町債及び繰越金により収支の均衡を図った次第でございます。

また、地方債の補正につきましては、追加をお願いしたところでございます。

細部につきましては、それぞれ担当課長に補足説明をさせますので、十分御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 産業課長 立川昭雄君。

〔産業課長 立川昭雄君登壇〕

○産業課長（立川昭雄君） ただいま上程されました議第41号 垂井町中小企業及び小規模企業振興基本条例の制定につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

初めに、本条例の制定に至った経緯について説明させていただきます。

これまで中小企業及び小規模企業は、地域の経済及び雇用を支える担い手として重要な役割を果たしてきました。しかし、人口減少や少子高齢化といった社会構造の変化に加え、消費者ニーズの多様化、グローバル競争の激化といった経営環境の変化など、昨今の中小企業等を取り巻く環境は厳しい状況に置かれております。

こうした中、国におきましては、中小企業基本法の改正をはじめ、小規模企業振興基本法の制定等により、中小企業及び小規模企業への施策の充実が図られてまいりました。

また、岐阜県におきましても、岐阜県中小企業・小規模企業振興条例が制定され、平成28年4月から施行されているところでございます。

当町におきましても、町内企業の大多数を占める中小企業及び小規模企業の振興に向けた町の基本理念を明らかにし、中小企業等の成長発展と事業の持続的発展が可能となるよう、地域社会全体で施策を推進することにより地域経済の活性化と町民生活の向上に寄与し、さらなる垂井町の発展を図ることを目的に、本条例の制定をお願いするものでございます。

それでは、条文の説明に入らせていただきます。

議案書の1ページを御覧ください。

本条例は、本則10条と附則から構成されております。

第1条は本条例の目的を、第2条では用語の意義をそれぞれ規定しております。

第3条、基本理念では、中小企業者等が地域経済や雇用の重要な担い手であることを認識し、関係機関、関係団体及び町民が一体となって取り組む旨規定しております。

第4条では、基本理念に基づき、町の役割として中小企業等の振興に関する施策を実施する旨規定しております。

第5条から第7条につきましては、中小企業者及び小規模企業者、商工会、金融機関がそれぞれ取り組むべき役割を規定しております。

第8条、町民の理解と協力では、中小企業等が町民生活の向上と地域経済の活性化につながることへの理解と中小企業等の健全な発展に協力するよう努める旨規定しております。

第9条では、中小企業等の新たな事業展開や人材育成の支援、融資制度等の充実など、町が実施すべき施策の基本方針について、第10条では委任事項について規定しております。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、議第41号について補足説明をさせていただきました。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 税務課長 藤江和明君。

〔税務課長 藤江和明君登壇〕

○税務課長（藤江和明君） それでは、私からは、ただいま上程されました議第42号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正につきまして、税務課が所管いたします部分について、演壇にて補足説明させていただきます。

今回の改正は、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策を踏まえた地方税法等の一部を改正する法律等が令和2年4月30日に交付され、それに伴いまして条例の改正をお願いするものでございます。

議案書と併せて新旧対照表の1ページを御覧ください。

なお、改正条文は2条立てとなっております。

改正の趣旨といたしましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、町民税、固定資産税等に係る特例措置を講ずることによる改正でございます。

第1条は、垂井町税賦課徴収条例の一部を改正するものであります。制定附則の改正でございます。

第9条の改正規定につきましては、法附則第61条並びに第62条が追加規定されたことから、固定資産税の課税標準の特例につきまして、読替規定を改正するものでございます。

法附則第61条の内容としましては、新型コロナウイルスの影響で、厳しい経営環境にある中小事業者等に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税の負担を軽減するものでございます。

軽減割合としましては、令和2年2月から10月までの任意の3か月の売上高が、前年の同期間と比べて30%以上50%未満減少しているものは2分の1、50%減少しているものはゼロに固定資産税の課税標準を軽減するものでございます。

軽減措置の適用を受けるには、令和3年1月31日までに認定経営革新等支援機関等の認定を受けて各市町村に申告することが要件となります。

なお、認定を受ける支援機関とは、税務、財務等の専門知識を有し、一定の実務経験を持つ

税理士、公認会計士、弁護士などとしております。

次に、法附則第62条の内容でございますが、既存の生産性革命の実現に向けた償却資産に係る固定資産税の特例措置について、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも新規に設備投資を行う中小事業者等を支援する観点から、対象資産に事業用家屋と構築物を追加し、認定生産設備等導入計画に従って取得した事業用家屋及び構築物に対し、新たに固定資産税が課されることになった年度から3年間固定資産税の負担を軽減するものでございます。

続きまして、第9条の2の改正規定につきましては、法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合について、先ほどの中小事業者等が新規に設備投資を行った事業用家屋及び構築物に対する固定資産税の課税標準の特例割合をゼロにする第25項の規定を加えるものでございます。

第14条2の改正規定につきましては、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した軽自動車に係る環境性能割の非課税措置について、適用期間を6か月延長し、令和3年3月31日までに取得したものを対象とすることを定めるものでございます。

第18条の15の追加規定につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に関する手続等について、地方税法附則において準用する地方税法の規定において条例に委任している申請書の訂正等の期間を定めるものでございます。なお、法第15条の2第8項に規定する条例で定める期間は20日としております。

続きまして、第2条は、第1条と同じく垂井町税賦課徴収条例の一部を改正するものであります。

新旧対照表の3ページを御覧ください。

第9条及び第9条の2の改正規定につきましては、地方税法の改正に伴う引用条項を改めるものでございます。

第18条の16の追加規定につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例について、イベント等の指定行事を中止、もしくは延期などをした主催者に対する入場料金等の払戻し請求権を放棄した者への個人住民税に関する寄附金控除の適用を規定するものでございます。

第18条の17の追加規定につきましては、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例について、個人住民税に関する適用期限を令和16年度まで延長することを規定するものでございます。

次に、改正条例の附則でございます。

議案書の3ページを御覧ください。

施行期日等を定めております。

第1項において、この条例の施行期日を公布の日からといたしております。ただし、本則第2条の規定の施行期日は令和3年1月1日からといたしております。

以上で税務課所管の補足説明とさせていただきます。御承認賜りますようよろしくお願い申

申し上げます。

○議長（後藤省治君） 住民課長 多賀靖君。

○住民課長（多賀 靖君） 私からは、議第42号 垂井町税賦課徴収条例の一部改正のうち、住民課所管の国民健康保険に係ります部分につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入等が一定程度下がるなどした世帯に対する国民健康保険税の減免について規定するものでございます。

議案書は2ページ、新旧対照表は2ページ下段を御覧ください。

附則第32条第1項で、感染症の影響により収入の減少が見込まれる世帯に対し、令和元年度及び令和2年度分の国民健康保険税を減免できる旨を規定しております。

第2項では、第180条第2項を準用し、また、準用に伴い読替えを行う旨を規定しております。

また、議案書4ページでございますが、附則といたしまして、この規定は令和2年2月1日から適用するものとしております。

以上、住民課所管分の補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

○総務課長（北村嘉彦君） 私からは、議第43号 垂井町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

議案書並びに新旧対照表5ページを御覧ください。

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律の一部改正に伴いまして、電子情報処理組織によります申請等に関しましてのみなし規定の引用条項の改正を行うものでございます。

条文に入ります。

第6条第2項中、「第3条第1項」を「第6条第1項」に改めるものでございます。

附則でございますが、この条例は公布の日から施行するものとしたすものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 子育て推進課長 吉野敬子君。

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、子育て推進課において所管します4議案、議第44号から議第47号までの補足説明をさせていただきます。

まず、議第44号 垂井町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令が公布されたことに伴い、地域型保育事業所卒園後の受入先確保のための連携施設の確保について所要の改正を行うものでございます。

それでは、議案書と併せ、新旧対照表は6ページを御覧ください。

第43条は、特定地域型保育事業所と特定教育・保育施設等との連携に関することについて規定しておりますが、特例措置を規定している第4項に次の号を追加し、まず第1号に様々な対応策の活用により、引き続き教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合を規定します。

第2号には、連携施設の確保が著しく困難な場合を規定し、各号いずれかに該当するときには地域型保育事業所卒園後の受入先の確保のための連携施設の確保を不要とするものです。

第5項には括弧書きを加え、同項の適用を連携施設の確保が著しく困難な場合に限定するものです。

なお、附則といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議第45号 垂井町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する厚生労働省令が交付されたことに伴い、家庭的保育事業所卒園後の受入先確保のための連携施設の確保の見直しと、保護者の疾患や障がい等により養育を受けることが困難な乳幼児に対する居宅型保育の実施が可能であることを明確にするため、所要の改正を行うものでございます。

議案書と併せ、新旧対照表は7ページから御覧ください。

第7条は、家庭的保育事業者と保育所等との連携に関することについて規定しておりますが、特例措置を規定している第4項に次の号を追加し、第1号に様々な対応策の活用により引き続き教育・保育が提供されるよう必要な措置を講じている場合を規定します。

第2号に連携施設の確保が著しく困難な場合を規定し、各号いずれかに該当するときには、家庭的保育事業所卒園後の受入先の確保のための連携施設の確保を不要とするものです。

第5項には括弧書きを加え、同項の適用を連携施設の確保が著しく困難な場合に限定するものです。

次に、第38条は、居宅訪問型保育事業において、事業者が提供する保育を規定しております。

第4号に保護者の疾病、疲労、その他の身体上、精神上もしくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合を加え、この場合の保育の提供を可能とするものです。

なお、附則といたしまして、この改正条例につきましては公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議第46号 垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、厚生労働省令の一部改正に伴うもので、放課後児童健全育成事業所の職員の規定について改正を行うものでございます。

新旧対照表は8ページを御覧ください。

第11条第3項は、放課後児童支援員の条件を規定しておりますが、支援員の認定資格研修の受講の機会を拡大するため、中核市の長も認定資格研修が実施できることとされたため、研修の実施者として中核市の長を加えるものでございます。

なお、附則といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものでございます。

続きまして、議第47号 垂井町留守家庭児童教室の設置等に関する条例の一部改正につきましては、今回の改正は、主に新型コロナウイルスの影響に伴う小学校の夏季休業期間の短縮等に対応するため、令和2年度における保育料の特例を設けるものでございます。

新旧対照表は9ページを御覧ください。

まず、第7条は指導員に関して規定しておりますが、垂井町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例に職員の配置基準が定められているため、当条例からこの規定を削除するものでございます。

第8条は保育料を規定しておりますが、第2項中夏季休業に係る文言を改め、第7条の削除に伴い、1条ずつ条を繰り上げます。

次に、附則を附則第1項とし、見出しとして施行期日を付し、第2項に新型コロナウイルス感染症の影響による保育料の特例として、令和2年度に限り保育料の額を規則に委任する規定を設けるものでございます。

なお、附則といたしまして、この改正条例は公布の日から施行するものでございます。

以上、補足説明とさせていただきます。何とぞ御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 健康福祉課長 小川裕司君。

○健康福祉課長（小川裕司君） 私からは、健康福祉課が所管いたします議第48号 垂井町介護保険条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、条例第11条に規定しております保険料の減免のほかに、新型コロナウイルス感染症の影響により一定程度の収入が下がった方々等を対象として時限的な減免体制を整えるため、所要の改正をお願いするものでございます。

それでは、改正の内容について御説明させていただきます。

議案書と併せまして新旧対照表の10ページを御覧ください。

初めに、本改正が新型コロナウイルス感染症に特化した時限的な改正であることを踏まえ、制定附則に第8条として新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免について、新たに1条を加えさせていただくものでございます。

第1項では、対象となる被保険者として、第1号においては新型コロナウイルスにより主たる生計維持者が死亡または重篤な疾病を負った場合、第2号においては、同じく主たる生計維持者の事業収入等が前年と比較し10分の3以上が減少、また、減少が見込まれる事業収入等に係ります所得以外の前年の所得が400万円以下である場合のいずれにも該当するものと規定し

ております。

また、減免の対象となる保険料として、令和元年度及び令和２年度の介護保険料と規定しております。

次に、第２項につきましては、保険料の減免の申請手続に関し、条例第11条第２項の規定を準用することと規定しております。

附則といたしまして、この条例の施行日を公布の日から、また、本年２月１日から適用することといたしております。

以上、健康福祉課が所管いたします議第48号についての補足説明とさせていただきます。御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 建設課長 小森俊宏君。

○建設課長（小森俊宏君） 私からは、議第49号 町道路線の認定について補足説明をさせていただきます。

町道路線認定調書を併せて御覧ください。

路線番号4051、路線名、栗原51号線でございます。起点は垂井町栗原字大正351番３地先、終点は、同じく字大正232番１地先でございます。

この道路につきましては、県道養老垂井線の東側でございます町道栗原14号線から西へ、グループホーム垂井だいわ南側の町道栗原45号線に接続するまでの延長130メートル、幅員４メートルの道路新設改良を行うためのものがございます。

以上、議第49号 町道路線の認定についての補足説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 北村嘉彦君。

〔総務課長 北村嘉彦君登壇〕

○総務課長（北村嘉彦君） 私からは、議第50号 令和２年度垂井町一般会計補正予算（第３号）につきまして、演壇にて補足説明をさせていただきます。

議案書第１条でございますが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４億3,735万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ118億8,821万8,000円とするものがございます。

歳入歳出補正予算事項別明細書８ページ、歳出から説明をさせていただきます。

款２総務費、項１総務管理費、目５財産管理費におきまして、垂井町土地開発基金が所有しております土地を一般会計で買い戻す経費でございまして、公有財産購入費で3,339万9,000円の増額補正をお願いするものがございます。

続きまして、款３民生費、項２児童福祉費、目２児童福祉施設費におきまして、総務費と同様、垂井町土地開発基金が所有しております土地を一般会計で買い戻す経費でございまして、公有財産購入費で3,175万3,000円の増額補正をお願いするものがございます。

続きまして、款４衛生費、項１保健衛生費、目６保健センター費におきまして、保健センタ

ー 1 階廊下系統の空調の室外機の修繕が必要となりましたので、修繕料で19万3,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項2清掃費、目2クリーンセンター費におきまして、クリーンセンター2号炉の燃焼段部分のストーカに隙間が生じ、焼却に不都合が生じておりますので、工事請負費で1,400万円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款6農林水産業費、項1農業費、目8農業構造改善費におきまして、高性能農業機械導入補助金といたしまして、当初予算におきまして、町単独事業で8団体で1,800万円を措置しておりましたが、このうち4団体に対しまして県の補助金が交付されることとなりましたので、負担金、補助及び交付金で959万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

財源につきましては、県支出金1,003万9,000円を見込み、一般財源で44万2,000円の減となるところでございます。

続きまして、款7商工費、項1商工費、目2商工振興費におきまして、工場等の設置奨励金におきまして予算の不足が生じますので、116万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、款9消防費、項1消防費、目1非常備消防費におきまして、消防団員の退職報償金に予算の不足が生じますので、94万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、目5防災センター施設管理費におきまして、垂井町コミュニティ・防災センターの会議室のエアコンの取替えが必要となり、工事請負費で150万円の増額補正をお願いするものでございます。地元から3分の1の工事負担金をお願いするものでございます。

続きまして、国のGIGAスクール構想の実現に向けまして、ハード、ソフト、人材を一体とした整備を加速することで、災害や感染症の発生などによります学校の臨時休業等の緊急時におきましても、ICTの活用により全ての子供たちの学びを保障できる環境を実現する目的に、学校の情報通信ネットワーク整備と、児童・生徒への情報機器整備に取り組んでまいります。

款10教育費、項2小学校費、目1学校管理費におきまして、校内LAN整備といたしまして委託料で1億1,780万円を、タブレットリース費用として使用料及び賃借料で382万9,000円、タブレット購入費用といたしまして、備品購入費で8,981万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項3中学校費、目1学校管理費におきまして、校内LAN整備といたしまして委託料で4,220万円を、タブレット購入費用といたしまして備品購入費で8,847万7,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、項6保健体育費、目3給食センター費におきまして、4月分の給食物資代金といたしまして需用費で106万1,000円を、パン・牛乳等の加工賃を返還するため、補償、補填及び賠償金で161万6,000円の増額補正をお願いするものでございます。

この4分の3相当額を県学校給食会から助成がなされるものでございます。

続きまして、6ページ、歳入を説明させていただきます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目9教育費国庫補助金におきまして、G I G Aスクールに係ります公立学校情報機器整備費補助金といたしまして6,903万円の、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金といたしまして4,132万5,000円、計1億1,035万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款15県支出金、項2県補助金、目5農林水産業費県補助金におきまして、元気な農業産地構造改革支援事業補助金として1,003万9,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款18繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金におきまして、今回の補正財源といたしまして7,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款19繰越金、項1繰越金、目1繰越金におきまして、収支の均衡を図るため1億5,130万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款20諸収入、項5雑入、目6雑入におきまして、コミュニティ・防災センターのエアコン取替工事に係る工事負担金として50万円の、消防団員等公務災害補償等共済給付金として94万1,000円、学校臨時休業対策費補助金として121万1,000円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、款21町債、項1町債、目9教育債におきまして、G I G Aスクール校内LAN整備事業として小学校債6,800万円、中学校債2,500万円の増額補正をお願いするものでございます。

表紙に戻っていただきまして、第2条、地方債の補正でございます。

地方債の追加は第2表、地方債補正によるものでございます。

ページといたしましては3ページになります。

小学校G I G Aスクール校内LAN整備事業6,800万円、中学校G I G Aスクール校内LAN整備事業で2,500万円とし、起債の方法、利率、償還の方法につきましては記載してありますとおりでございます。よろしく願いいたします。

なお、11ページには、地方債の現在高の見込みに関する調書を添付させていただいておりますので、後ほどお目通しをお願いいたします。

以上、補足説明とさせていただきます。御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） お諮りします。

ただいま議題となっております各議案は、精読のため審議を延期することといたしたいが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

御異議なしと認めます。よって、議第41号から議第50号までの各議案は、精読のため審議を延期することに決定しました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

午前10時57分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 江 上 聖 司

会議録署名議員 中 村 ひ と み

